

知的財産権(知的所有権)講座

「著作権法」を考える

アビリティガーデン 第6能力開発室
(生涯職業能力開発促進センター)

桜井 博行

前号より著作物の利用について述べている。他人の著作権にかかる著作物を利用するには、権利者の許諾等が必要である。

しかし、一律に許諾等を必要とすると、文化的所産たる著作物の公正利用の上から妥当でなく、自由利用を認めたとしても権利者等の保護にあまり支障を生じない場合もある。このような場合は著作権を制限し、自由利用を認めるほうが法目的たる文化の発展に寄与することになると考えられる。

そこで著作権法は、第2章第3節第5款(30~50条)に、著作権の制限規定を置き、これによる法目的達成の増進を企図した。条文の順に30条から35条まではVol.5で説明したので、Vol.6である本号では、36条以下について説明する。

1. 著作権法が許容する自由利用

1.1 試験問題としての複製

「公表された著作物は、入学試験その他、人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる」(36条1項)。

試験・検定等の性質上、事前に許諾を受けることが適当でない場合があるとともに、このように限定した使用であるなら、権利者の利益を不当に害することも少ないことに鑑み認められるものである。

学校等の教育機関における定期試験(中間,期末)等は、本条に該当することはもちろんであるが、学校その他の教育機関における複製ととらえることも

できるので、35条によって権利が制限されるとの解釈も可能である¹⁾。

試験問題としての複製は36条1項によって、この目的であれば権利者の許諾なしに複製できる。だが、当該行為が営利目的である場合は使用料相当額の補償金を支払わなければならない(同条2項)。営利目的の場合にまで自由利用を認めるのは、権利者と利用者の公平を欠くことになるためである。

ここで「営利を目的として」とは、試験問題を作成し利用することが直接的に営利を目的としている場合をいうのであって、営利事業の担い手を採用するという間接的な営利目的はこれに含めない。

営利目的の典型として、いわゆる業者テストが挙げられよう²⁾。

1.2 点字による複製等

「公表された著作物は、盲人用の点字により複製することができる」(37条1項)。

係る複製の公共性・公益性に鑑み許容されるものである。

36条においては、営利を目的とする場合は使用料相当額の補償金の支払いを条件に認められることとされているのに対し、本条では係る営利目的への言及はない。このため、公表された著作物で、盲人用の点字により複製、との要件を具備する限り、営利目的であっても許諾なしに複製が可能である。

上記公共性・公益性に重きを置いたものであり、実際問題として、これによって通常の複製と同様の収益を期待するのは無理と考えられるからである。

本条を直接援用する機会は少ないと思われるが、「点字図書館等盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、もっぱら盲人向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる（同条2項）」との規定には注意すべきである。1項により盲人用の点字により行う複製は自由である。だが、係る目的であっても著作物の録音は、政令で定める施設でのみ許されるのであり、一般人はもちろん、公共性を有するも一般の図書館等での複製も認められていない（なお、30条参照）。

1.3 営利を目的としない上演等

「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、口述し、又は上映することができる」（38条1項）。

この場合さらに、実演家等に報酬を支払わないことも要件とされる（38条1項但し書き）。

注意すべきは、聴衆または観衆から料金を受けない場合であっても、会社や商品の宣伝を目的とする演奏会等は該当しないことである。結果として営利を目的としているからである³⁾。

38条2項以下に放送等においても同様の扱いをする旨規定されているが省略する。

1.4 時事問題に関する論説の転載等

「新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる」（39条1項）。

ただし、転載を禁止する旨の表示がある場合は転載できない（39条1項但し書き）。転載禁止の場合であっても、32条の要件を満たせば引用できることはもちろんである。

ところで、転載禁止の表示がなくても筆者の署名入りの記事の場合、転載禁止表示と同視されるのが慣行である⁴⁾。

39条1項の時事問題に関する論説の転載等におい

て注意すべきは、48条、すなわち、出所の明示の規定の適用対象になることである（48条1項2号）。

1.5 政治上の演説等の利用

「公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」（40条1項）。

また、「国又は地方公共団体の機関において行われた公開の演説又は陳述は、1項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる」（同条2項）。

政治上の演説等の有する社会性・公共性に鑑み、その自由利用 報道目的利用を許容したものである。

1項の自由利用から除外されている「同一の著作者のものを編集して利用する場合」とは、同一人の演説集のようなものをいい、係る場合の利用には許諾が必要である。

1.6 時事の問題の報道のための利用

「写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる」（41条）。

ある画家の個展の様子を報道するための写真に、展示の絵画が致し方なく写ってしまう場合がその一例である。

報道の目的上正当な範囲内において、複製し、および当該事件の報道に伴って利用することができるのであって、これをトリミングして画集用に用いる等は、本条に該当しないことはいうまでもない。

1.7 裁判手続等における複製

「著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる」（42条本

文)。

すなわち42条は、司法・行政・立法の国家作用の実現ないしは円滑のため、一定条件の下に著作権者の利益を不当に害しない範囲で許容されるものである(42条但し書き)⁵⁾。

1.8 翻訳、翻案等による利用

43条は、30条から42条までの規定により著作権が制限されることにより著作物の複製が許容される場合には、言語の著作物につき翻訳して複製すること、および編曲・変形または翻案して利用すること、を許容する(43条1号、2号)。

具体的には、対象著作物の利用が、私的使用のための複製(30条)、教科用図書への掲載(33条)、学校教育番組の放送等(34条)、および学校その他の教育機関における複製(35条)に該当する場合には、翻訳、編曲、変形または翻案による利用(43条1号)が、また、図書館等における複製のうち利用者等の求めに応じてなす複製(31条1号)、引用(32条)、試験問題としての複製(36条)、点字による複製等(37条)、時事問題に関する論説の転載等(39条1項)、公共機関において行われた公開の演説等の利用(40条2項)、時事の事件の報道のための利用(41条)、および裁判手続等における複製(42条)に該当する場合には、翻訳による利用(43条2号)が許容される。

ここで「翻訳」とは、言語の著作物について、その言語の体系と異なる他の言語で表現することを、「編曲」とは、音楽の著作物を改変し、原曲に付加価値を付することを、「変形」とは、表現形態の異なる著作物へ変換、たとえば彫刻を絵画にすることを、「翻案」とは、原著作物の基本部分や筋など(内面形式)を変更せずに、表現の形式(外面形式)を変えて別個の著作物を作ること、をいう⁶⁾。

1.9 放送事業者等による一時的固定

44条は、放送事業者等による一時固定を許容する旨を規定する。本条を直接援用する必要のある方は少ないであろうから、これ以上の説明はしないが、放送権も著作権という権利の束を構成する権利、す

なわち支分権の一であることを再確認してほしい(23条)。

1.10 美術の著作物等の原作品の所有者による展示

「美術の著作物若しくは写真の著作物原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる」(45条1項)。45条1項は、25条の展示権と所有権との調整規定である。展示権もまた著作権を構成する支分権の一であり、原始的に著作者に帰属する(17条1項、25条)。

しかし、美術の著作物や写真の著作物は、有体物としての存在を前提に成り立つものである以上、これを考慮した取り扱いが求められる。また、展示権は著作者が専有するも(25条)、係る扱いのみでは、美術等の著作物の円滑な取引・流通の妨げになる。

そこで、展示権を制限することによって(45条1項)、美術または写真の原作品が譲渡された場合における著作権者の展示権と原作品所有者との間の調整を図り、もって係る著作物に求められる取り扱い上の妥当性、円滑な取引・流通の実現を企図した。

ところで45条2項は、1項の展示権の制限は美術の著作物につき屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない旨を規定する。なぜなら、次に説明する46条で、屋外に恒常的に設置されている美術の著作物の利用が極めて広く許容されていることとのバランスをとり、著作権者の利益を確保するためである⁷⁾。

1.11 公開の美術の著作物等の利用

街路や公園などに恒常的に設置された美術の著作物や建築の著作物は、以下の利用を除き自由利用が許容される(46条本文)。

以下の利用とは、彫刻を増製(彫刻として複製)する場合、建築の著作物を建築により複製する場合、街路や公園などの屋外に恒常的に設置するために複製する場合、もっぱら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製する場合、である。

このうち最も注目されるのはであろう。上野公園にある西郷さん像(著作物であり保護期間内であ

ると仮定する)を、絵はがき(販売を目的とした美術の著作物の複製物)にすることは、原則として許されないが、46条4号は「もっばら」とあるので、上野公園の風景を絵はがきにした場合の風景が主で、美術の著作物たる西郷さんの像がその従たる関係にある複製物の場合は本号に該当せず、本文により許諾なしで利用できる(46条本文)。

1.12 美術の著作物等の展示に伴う複製

「美術又は写真の著作物の原作品を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介することを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる」(47条)。

ここでいう小冊子は、一般にパンフレット、プログラム等を指し、これらが有料で頒布されても本条の適用対象とされる。ただし、実質的に鑑賞用と同視し得る一枚刷りの複製画や冊子等は、47条所定の小冊子ではない。これについて争われた著名な判決にレオナルド・フジタ展カタログ事件がある(後述)。

ところで、本条により許容される複製をなすには、出所の明示が必要である(48条1項1号)。

1.13 プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等

47条の2は、コンピュータプログラムが、著作物として著作権法で保護されることになったことに伴い追加されたものであり、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製または翻案をすることができる、との規定である。

創作されたプログラムは、エンド・ユーザーにフロッピー、CD-ROM等の記憶媒体で供給され、これの所有者が、47条の2のプログラムの著作物の複製物の所有者である。係る者に一定の制限の下、複製等を認めるのはその滅失や毀損に備えるため、あるいはコンピュータのより効率的な稼働の享受を可能ならしめるためである。

当該所有者によって複製された複製物が、結果的

に複数のコンピュータで同時稼働のために使用されることになる複製は本条の適用外である。

47条の2第2項は、1項の所有者が滅失以外の理由により当該複製物の所有権を失った場合は、本条の援用によって作成された複製物の保存は認められない。滅失の場合に複製物の保存が許容されるのは、47条の2はそもそもこの場合に備えるための規定であるに他ならないからである。

コンピュータ・ソフトには、供給者提示の約款が付されており、シュリンク・ラップ等によってエンドユーザーとの間に係る約款の内容で契約が成立するものとされる。この契約と47条の2との関係が問題となる。どちらが適用になるかは、約款からプログラムの著作物の複製物(記憶媒体)の所有者が、当該ユーザーであると解することが可能であるか否かがポイントとなる。繰り返しになるが、本条は一定制限の下、複製物(記憶媒体)の所有者に複製等を認めるための規定だからである。

以前(パソコンのアプリケーションソフト供給が5インチ・フロッピー主流の頃)の約款は、所有権移転型(売買型)契約が多かったように思う。だが、最近の約款は、所有権留保(貸借)型を基調に、適宜これにシュリンク・ラップ等の内容を付加した契約としているのがほとんどであろう。この場合、記憶媒体の所有権は供給者(許諾者)に留保されているため、47条の2の適用要件を満たさず、これの適用はない。したがって使用者は、供給者の許諾なしに複製等ができない。

2. 利用に関する判例

著作物の利用につき著作権が制限される場合を説明した。これらに関連する判例のうち、47条の適用を巡って争われたレオナルド・フジタ展カタログ事件を紹介する。

本件の事実の概要は以下のとおりである。

フランスでの活躍で知られるレオナルド・フジタ(藤田嗣治)画伯の未亡人であるX(原告)は、Y(被告)が、昭和61年10月から半年ほどの間に東京等で開催したレオナルド・フジタ(藤田嗣治)画伯

の絵画の展覧会において、係る展覧会に展示中の絵画を複製して掲載した書籍（以下、「本件書籍」という）を作成し頒布したことに対し、係るYの行為はXの著作権侵害であるとして、本件書籍の印刷、製本、および頒布の差し止め、印刷の用に供された撮影フィルム、印刷用原版および本件書籍の廃棄と約2800万円の損害賠償を求め訴えにおよんだ。

これに対しYは、本件書籍は本件展覧会の観覧者に展示著作物の解説または紹介することを目的とした小冊子（47条）であり、自己のなした複製行為は47条所定のものであり、これにより許容されているものである旨主張し争った。

裁判所は、「47条は美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、これらの著作物を公に展示するに際し、従前、観覧者のためにこれらの著作物を解説又は紹介したカタログ等に掲載されるのが通常であり、また、その複製の態様が、一般に、観賞用として市場において取引される画集とは異なるという実態に照らし、それが著作物の本質的な利用に当たらない範囲において、著作権者の許諾がなくとも著作物の利用を認めることとしたものであって、右規定にいう『観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子』とは、観覧者のために著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小型のカタログ、目録又は図録といったものを意味し、たとえ、観覧者のためであっても、実質的にみて観賞用の豪華本や画集といえるようなものは、これに含まれないものと解する。

観覧者のために著作物の解説又は紹介を目的とするものであるから、書籍の構成において著作物の解説が主体となっているか、又は著作物に関する資料的要素が多いことを必要とすべきであり、たとえ、観覧者に頒布されるものでありカタログの名を付していても、紙質、規格、作品の複製形態等により、観賞用の書籍として市場において取引される価値を有するものとみられるような書籍は、実質的には画集にほかならず、右の『小冊子』には該当しない。本件書籍は、実質的にみて観賞用として市場で取引されている画集と異なるところはないから、47条の『小冊子』には該当しない。以下略」と判示した

（東京地裁平成元年10月6日判決，無体財産権関係民事・行政裁判例集21巻3号747頁，判例時報1323号140頁掲載）。

この結果、Xの請求は、損害賠償額が約350万円とされた以外はすべて認容された。

裁判所が47条所定の小冊子には該当しないとした本件書籍はどのようなものであったのだろうか。

判例集等からその構成を拾い出してみると、大きさ240mm四方で紙質はアート紙、装丁はフランス装で表裏表紙は厚手の上質アート紙を用い、総頁数は143である。本件書籍には本件展覧会の展示作品のみが掲載され、作品の紹介・解説、図版部およびレオナルド・ダ・ヴィンチの年譜が配されていた。うち図版部には各作品ごとに、題名、著作年、画材、手法、署名の有無・位置・態様、作品の大きさ、作品の所有者等の資料的事項が掲載作品すべてについて記載されていた⁸⁾。

47条に関連し、一言だけ補足をしVol.6を締めたい。本条の適用によって作成される小冊子は画集あるいは写真集等の商品の利益を害することがないこと、すなわち、観覧予定者数を大幅に上回る冊数を印刷し市場に置く等は本条の許容するところでない⁹⁾。

今回は出版権の設定等、著作権にかかわる契約について述べる予定である。

参考文献

- 1) 加戸守行：「著作権逐条講義（改訂新版）」p.210，著作権情報センター。
- 2) 前掲，p.211。
- 3) 三山祐三：「著作権法詳説」，p.124，東京布井出版。
- 4) 加戸守行：「著作権逐条講義（改訂新版）」，p.225～226，著作権情報センター。
- 5) 前掲，p.233。
- 6) 著作権法令研究会：「著作権法ハンドブック」，p.41，著作権法情報センター。
- 7) 加戸守行：「著作権逐条講義（改訂新版）」，p.246～247，著作権情報センター。
- 8) 井上由里子：「著作権判例百選（第2版）」，p.162，有斐閣。
- 9) 加戸守行：「著作権逐条講義（改訂新版）」，p.252，著作権情報センター。